

警報は、**各務原市に**発令されたものが対象です

## 警報発令時の対処について

各務原市立那加第三小学校

### 1 警報発令時

(「警報」とは、**特別警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、暴風雪警報、大雪警報**をいう)

登校前	① 解除されるまで ② 午前6時までに解除 ③ 午前6時から午前11時までに解除 ④ 午前11時すぎに解除	自宅待機 平常通り始業 解除後原則1時間を経てから始業 休業
登校後	① 状況(気象、交通)を判断のもと ※保護者への引き渡し・職員等の下校の見届け ② 状況がよくない場合 ③ 市内統一の場合は、教育委員会の指示に従って対処します。	下校 学校待機
警報発令前	① (登校前、後に限らず) 警報発令前であっても、安全確保の観点から休業・授業の打ち切り決定の場合があります。	

### 2 その他

警報発令時には、学校は以下のように対応します。

- ① 状況に応じて、休業もしくは授業を遅らせて開始する場合、緊急に下校させる場合、下校を見合わせる場合、引き取りをお願いする場合は、登録いただいている「緊急時一斉メール」にて各家庭にお知らせいたします。車での引き取りの場合は、その旨も知らせます。
- ② 学校が下校は危険であると判断した場合は、無理に下校はさせず、学校で待機させます。
- ③ 保護者の方が不在で児童が自宅に入ることができない場合等、事情がある場合は、学校にて児童を待機させ、保護者に直接引き渡します。
- ④ 警報が解除されて登校する際には、通学路付近の排水溝があふれていたり、木が倒れていたりする可能性があります。無理をして登校させず、学校へ連絡をしてください。
- ⑤ 警報の発令が予想される場合には、その前日に翌日の給食の有無について判断します。授業が可能な時は、弁当をご準備願う場合があります。また、給食開始時刻を早めたり、簡易給食(パン・牛乳等)にしたりする場合があります。
- ⑥ 緊急の下校させる場合など、給食を提供できない場合があります。そのため、ご家庭において、保存食等の備蓄をお願いします。
- ⑦ 登校後に警報が発令されて帰宅するような事態に備え、緊急の連絡先についてもお子様と確認をしておいてください。